

① 厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和8年6月1日 現在)

【入院基本料に関する事項】

当院は、一般病棟入院基本料10:1(急性期一般入院料4)の届出を行っています。(日勤・夜勤あわせて)入院患者10人に対して1人以上の看護職員(看護師と准看護師)[うち7割以上は看護師]が看護を行っています。

(例) 入院患者数42人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の10対1入院基本料を算定している病院の例

「当病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです」

- ・ 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは数は6人以内です。
- ・ 夕方17時から深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ・ 深夜1時から朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

【入院診療計画書・院内感染防止対策・医療安全管理体制・褥瘡対策及び栄養管理について】

当院は、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書でお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

【DPC対象病院について】

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「DPC対象病院」となっております。

・医療機関別係数 1.3558

(内訳) 医療機関群Ⅲ基礎係数1.0283+激変緩和係数0.0+救急補正係数0.0335+機能評価係数Ⅰ0.2103+機能評価係数Ⅱ0.0837

【近畿厚生局長への届出事項】

当院は、上記のほか下記事項の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

1. 入院時の食事について

入院時食事療養/生活療養(Ⅰ)の基準を近畿厚生局長に届出し、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温にて提供しています。

2. 基本診療料に係る事項

- | | | |
|---------------|----------------|---------------------|
| ●急性期一般入院料4 | ●機能強化加算 | ●救急医療管理加算 |
| ●診療録管理体制加算3 | ●看護職員処遇改善評価料35 | ●医師事務作業補助体制加算1 20:1 |
| ●療養環境加算 | ●医療安全対策加算1 | ●せん妄ハイリスク患者ケア加算 |
| ●感染対策向上加算1 | ●データ提出加算 | ●地域支援・医薬品供給対応体制加算1 |
| ●地域包括ケア病棟入院料1 | ●患者サポート体制充実加算 | ●入退院支援加算1/入院時支援加算 |